

八戸市有料広告企業提案制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の財産を広告媒体としてより一層活用していくため、民間企業等から新たな広告媒体に係る提案を受けることに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 市の財産 市の保有する公有財産、物品、印刷物等をいう。
- (2) 広告媒体 市の財産のうち広告掲載の募集を行うものをいう。
- (3) 広告提案 民間企業等が市に対し新たな広告媒体に係る提案をすることをいう。
- (4) 所管課等 市の財産の管理、保管、取得及び実施等を所管する部署をいう。

(広告提案の範囲)

第3条 広告提案は、市の財産を対象に受け付けるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) ネーミングライツ事業の対象施設
- (2) 既に広告掲載が実施されている媒体

(広告提案の条件)

第4条 広告提案は、市の事務又は事業の実施に支障を及ぼさず、かつ市の財産の用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

- 2 広告提案を行う広告媒体は、原則として、提案者自らが実施主体となることを前提とするものとする。このため、広告提案に当たっては、他に特別に定めがあるもののほか、八戸市有料広告掲載等基本方針（平成17年6月21日制定）第4及び第5、八戸市有料広告掲載基準（平成17年8月9日制定）並びに八戸市屋外広告物条例（平成19年八戸市条例第60号）及び八戸市屋外広告物条例施行規則（平成20年規則第16号）を遵守しなければならない。
- 3 広告提案に要する経費は、提案者の負担とし、市への提出物は返却しない。
- 4 採用された提案に係る著作権は、原則として市に帰属する。

(広告提案の受付期間)

第5条 広告提案は、随時受け付け、審査するものとする。

(広告提案の方法)

第6条 広告提案は、次に掲げる書類に掲載しようとする広告の案を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 広告提案書（別記第1号様式）
- (2) 広告掲載者の要件に関する申立書（兼同意書）（別記第2号様式）

(広告提案内容の審査)

第7条 有料広告事業主管課長は、前条の広告提案を受け付けたときは、広告掲載の希望があった広告媒体の所管課等の長と、次の各号に掲げる事項に関して審査する。

- (1) 事業が実現可能であること。
 - (2) 市にとって有益なものであること。
 - (3) 公共性が確保されていること。
 - (4) 市の施策との整合性がとれていること。
 - (5) 関係法令等に抵触していないこと。
 - (6) 他自治体の類似事例と比較して広告料の希望額が著しく低い価格でないこと。
 - (7) その他市長が必要と認める事項
- 2 広告提案の審査に当たって、市は必要に応じて提案者に対してヒヤリングを行うことができる。また、指定管理者制度を導入している施設に係る広告提案の場合には、必要に応じ提案者、指定

管理者及び市の三者で協議するものとする。

- 3 同一の日に、競合する提案が複数提出された場合は、採用する提案を決定するため有料広告企業提案制度選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 4 前項の委員会の委員は、所管課等の属する部の部長、次長、課長及び有料広告事業主管課長をもって構成する。この場合において、次のいずれかに該当するときは、有料広告事業主管課の属する部の課長級以上の職員のうちから、適当と認める者を当該委員に加えるものとする。
 - (1) 広告提案を受けた媒体の所管課等有料広告事業主管課であるとき。
 - (2) 委員に事故があるとき、又は委員が欠けたときその他の理由により委員の人数が3名に満たないとき。

（広告提案の決定）

第8条 所管課等の長は、前条の審査を踏まえ、広告提案の実施の可否について決定する。

- 2 前項の規定による決定に当たって、市は必要に応じて提案者と協議の上、当該広告提案の内容を変更することができる。
- 3 市長は、前項の広告提案の実施の可否にかかわらず、決定した内容について提案者に広告提案実施可否通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

（提案者の優先的取扱い）

第9条 広告事業（採用が決定となった広告提案に係る事業をいう。）に係る広告主又は広告代理店の募集は、公募により行うことを原則とする。ただし、広告事業の提案者については、初回の実施期間に限り広告主又は広告代理店とすることができる。

- 2 前項の実施期間は、最長で5年間とする。
- 3 前2項の取扱いに係る具体的な内容については、所管課等の長が広告媒体の特性等を考慮して定めるものとする。

（提案者の責任等）

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、提案者が負うものとする。

- 2 広告原稿の作成経費は、提案者の負担とする。

（広告掲載の決定の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき。
 - (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
 - (3) 広告主が八戸市有料広告掲載等基本方針第4各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (4) 広告主が虚偽の申請により広告掲載の決定を受けたことが判明したとき。
 - (5) 前4号に掲げる場合のほか、掲載上支障があると認められるとき。
- 2 前項第3号から第5号までの規定により、市長が広告の掲載の決定を取り消した場合において、市に損害が生じたときは、提案者は、市に対して損害賠償の責めを負う。この場合において、賠償額は市長と提案者とが協議して定める。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告提案に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年2月9日から実施する。

（あて先）八戸市長

商号又は名称：
所 在 地：
代表者職氏名：

広告提案書

八戸市が所有する財産を広告媒体として活用したいので下記のとおり提案します。また、必要書類（※1）を提出します。

記

提案者	商号又は名称	
	業 種	
	業 務 内 容	
広告媒体の名称		
提案内容 (広告内容等) ※2		
広告掲載料の希望額		円/年（消費税を含む）
希望掲載期間		年間（ 年 月 日から 年 月 日まで）
その他提案・要望等		
連絡先	担当者（部署・役職・氏名）	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	E - mail	

※1 広告掲載者の要件に関する申立書（兼同意書）〔様式2〕も併せてご提出ください。

※2 広告掲載を希望する市の資産、広告の規格、広告掲載位置等について記載してください。
(別資料にてご提案いただいても結構です。)

なお、提案にあたっては、八戸市有料広告掲載等基本方針、八戸市有料広告掲載基準並びに八戸市屋外広告物条例及び八戸市屋外広告物条例施行規則を遵守してください。

※3 既に実施実績のある媒体については提案対象から除きます。

別記

第2号様式（第6条関係）

広告掲載者の要件に関する申立書（兼同意書）

年 月 日

（あて先）八 戸 市 長

商号又は名称
申込者 所在地
代表者職氏名

1. 広告提案の申込みに当たり、次のとおり申し立てます。
八戸市有料広告掲載等に関する基本方針第4(1)から(5)のいずれにも該当しないこと。
2. 次の事項に同意します。
 - (1) 下記の税目について現に滞納がない旨証明するため、市が私の納税状況を確認すること。
 - ・ 市民税
 - ・ 固定資産税
 - ・ 軽自動車税
 - ・ 国民健康保険税
 - (2) 八戸市有料広告掲載等に関する基本方針第4(3)に該当しないことを確認するため、市から役員名簿等（下請契約（一次下請以降の全ての下請契約を含む。）又は再受託契約（再受託契約以降の全ての受託契約を含む。）の契約先を含む。）の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
 - (3) 提出した本申立書及び役員名簿等の正当性を確認するため、市が青森県警察八戸警察署長へ照会すること。
 - (4) 八戸市有料広告掲載等に関する基本方針第4(3)に該当した場合において、八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第4条の規定に基づき、公表されること。